

補装具費の支給

日常生活において身体の不自由を補うために、補装具の購入、修理の費用について助成します。

対象者	身体障害者手帳を所持している障がい者（児） 障害者総合支援法の対象となる難病患者
手続きに必要なもの	(1) 補装具費（購入・修理）申請書 (2) 身体障害者手帳 (3) マイナンバー確認書類（※2・3頁の2参照） (4) その他必要な書類（申請内容によって異なります）

- 【注意事項】
- ・必ず購入前・修理前に相談・申請をお願いします。（購入・修理後の申請は助成対象ではありません）
 - ・各品目とも基準額、耐用年数があります。原則として基準額内費用の1割を負担していただきます。
ただし、基準額を超過する場合は超過分も自己負担となります。
 - ・市民税所得割の最多納税者の納税額46万円以上の世帯は補装具費支給の対象となりません。
障がい児を含む世帯員の所得制限は撤廃され、すべての障がい児が補装具費の支給対象となります。
 - ・身体障害者相談センター（宮崎市）の判定が必要となる場合があります。また、判定を都城市で行える巡回相談があります。日程等については問い合わせください。

補装具一覧

障害者手帳の等級	視覚					聴覚					音声・言語 その他	肢体不自由															肢体不自由												心臓・呼吸器 難病					
												上肢					下肢					体幹					乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい																	
	上肢機能						移動機能																																					
	1	2	3	4	5	6	2	3	4	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6	1	2	3	5	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	5	6				
視覚障害者安全つえ																																												
義眼																																												
眼鏡																																												
補聴器（＊）																																												
◆車椅子																			歩行が困難な方																									
◆電動車椅子（＊）																			電動車椅子でなければ歩行機能を代替できない方																									
◆歩行器																																												
義肢（＊）																																												
装具（＊）																																												
座位保持装置（＊）																																												
◆歩行補助つえ																																												
◇座位保持椅子																																												
◇起立保持具																																												
◇頭部保持具																																												
◇排便補助具																																												
重度障害者用意思伝達装置（＊）													意思伝達装置によらなければ意思伝達を行うことができない方																															

○申請により受給可能です。（医師意見書が必要な場合があります）
◆介護保険制度優先です。
◇児童のみ申請可能です。（医師意見書の添付が必要です）
＊身体障害者相談センターの判定を受ける必要があります。（再交付の場合、判定がいない場合もあります）
※補装具には、上記以外にも対象要件が設けられているものがあります。詳細につきましてはお問い合わせください。